

小国町地域内フィーダー系統確保維持計画(案)

山形県西置賜郡小国町

平成23年6月

1 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

足中線及び白沼線については、沿線住民の交通手段確保を目的に平成22年5月30日まで道路運送法第78条による市町村運営有償運送の形態で定時・定路線バスを運行していたが、利用者の利便性向上及び運行経費の軽減を図る目的で、平成22年6月1日から10か月間の道路運送法第21条によるタクシー車両を利用した実証運行を経た上で、平成23年4月1日より道路運送法第4条によるデマンド型乗合タクシーを運行している。

基本的な運行経路は従来の定時・定路線バスと同様であるが、足中線が経由する足野水、市野沢、足水中里、百子沢、菅沼、滝倉、樽口地区及び、白沼線が経由する黒沢、芹出、松岡、朝篠、伊佐領、綱木箱口、沼沢、白子沢地区については自宅前から乗車可能となっている。これらの地区のほとんどは路線バスを含め、足中線若しくは白沼線以外の公共交通を利用するには不便な地区となっており、各自で移動手段を持たない高齢者等の沿線住民にとっては必要不可欠な公共交通となっている。

2 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

足中線及び白沼線利用者の主な目的は町中心部にある病院への通院、ショッピングセンターへの買い物であるが、利用者が足中線、白沼線を乗り継いでJR米坂線を利用できるよう、足中線については小国駅、白沼線については小国駅の他、羽前松岡駅、伊佐領駅、羽前沼沢駅を利用者が希望した場合には経由できるようにしている。

平成22年度に実施した10ヶ月間の実証運行の結果では、足中線については596人、白沼線については1,130人の利用者があった。

小国町は少子高齢化が進んでおり、各自で移動できない方が増えてくる事も予想されるため、今後も同路線の運行確保に勤めるとともに、利用者数についても2路線合計で年間2,000人程度を輸送できるようにしたい。

3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1-1～1-3のとおり

4 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及び負担額

表2-1～2-3のとおり

5 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

表3のとおり

6 協議会の開催状況と主な議論

- ①当該計画について審議した協議会名：小国町地域公共交通会議
- ②開催日：平成23年6月20日
- ③主な議論の内容：（6月20日の会議において出た内容について記載）

7 利用者等の意見の反映状況

平成22年6月1日から実施した道路運送法第21条による足中線、白沼線実証運行の内容について、平成22年10月に沿線住民に対しアンケート調査を実施したところ、従来の定時・定路線バスと比較して利用しやすくなったと回答されたが、利用しづらくなったという方を上回った。このため、実証運行内容については概ね好評であると判断し、一部要望のあった黒沢地区や町中心部にある診療所を新たに経由することとした上で、平成23年4月1日より道路運送法第4条による本格運行を実施している。

8 協議会メンバーの構成

別紙「小国町地域公共交通会議委員名簿」のとおり

6 協議会の開催状況と主な議論

- ①当該計画について審議した協議会名：小国町地域公共交通会議
- ②開催日：平成23年6月20日
- ③主な議論の内容：計画（案）に対し、特に異議無し。

7 利用者等の意見の反映状況

平成22年6月1日から実施した道路運送法第21条による足中線、白沼線実証運行の内容について、平成22年10月に沿線住民に対しアンケート調査を実施したところ、従来の定時・定路線バスと比較して利用しやすくなったと回答されたが、利用しづらくなったという方を上回った。このため、実証運行内容については概ね好評であると判断し、一部要望のあった黒沢地区や町中心部にある診療所を新たに経由することとした上で、平成23年4月1日より道路運送法第4条による本格運行を実施している。

8 協議会メンバーの構成

別紙「小国町地域公共交通会議委員名簿」のとおり

表1-1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(平成23年度(H23.4～H23.9)分)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内ファイ ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内ファイダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
山形県 (小国町)	(株)小国タグシー	足中線	地域内 ファイダー	24	②(1)	JR米坂線小国駅を經由 できる経路を確保する	①
	(株)小国タグシー	白沼線	地域内 ファイダー	51	②(1)	JR米坂線小国駅、羽前 松岡駅、伊佐領駅、羽前 沼沢駅の計4駅を經由で きる経路を確保する	①
合 計							

(注)

1. 「地域内ファイダー系統の基準適合」は地域内ファイダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内ファイダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1-2 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(平成23年度(H23.10~H24.9)分)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線/地域 内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準二で該 当する要件
山形県 (小国町)	(株)小国タケシー	足中線	地域内 フィーダー	52	②(1)	JR米坂線小国駅を經由 できる経路を確保する	①
	(株)小国タケシー	白沼線	地域内 フィーダー	103	②(1)	JR米坂線小国駅、羽前 松岡駅、伊佐領駅、羽前 沼沢駅の計4駅を經由で きる経路を確保する	①
合 計							

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表1-3 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(平成23年度(H24. 10～H25. 9)分)

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹 線／地域 内フィー ダーの別	確保維持事業 に要する国庫補 助額(千円)	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)		
					基準口で該 当する要件	接続する補助対 象地域間幹線系 統等と接続確保策	基準口で該 当する要件
山形県 (小国町)	(株)小国タクシ	足中線	地域内 フィーダー	53	②(1)	JR米坂線小国駅を経由 できる経路を確保する	①
	(株)小国タクシ	白沼線	地域内 フィーダー	102	②(1)	JR米坂線小国駅、羽前 松岡駅、伊佐領駅、羽前 沼沢駅の計4駅を経由で きる経路を確保する	①
合 計							

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークなどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。

表2-1 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)
(平成23年度(H23. 4~H23. 9)分)

事業者名	(株)小国タクシー
------	-----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	185 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	185 千円
	営業費用	1,695 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	1,695 千円
	営業損益	△ 1,510 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 1,510 千円
補助対象期間の 保有車両数 (ハ)	台 5	補助対象期間の 前々年度の サービス提供時間 (ニ)	時間 209		経常収支率	10.9 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常 費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
羽越	1,622円00銭	1,972円58銭	1,622円00銭	177円03銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	1回当たりサービス提供 時間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービ ス提供時間	リのうち同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービス提供 時間	補助ブロック外乗り入れ部 分及び同一補助ブロック市 区町村外乗り入れ部分以 外のサービス提供時間の 比率	計画サービス提供時 間
			発地	営業 区域	着地						
羽越	1	足中線	小国町 立病院	別紙の とおり	樺口	24 日	1.4 時間	0 時間	0 時間	100.000%	67.2 時間
	2	白沼線	小国町 立病院	別紙の とおり	白子沢	50 日	1.4 時間	0 時間	0 時間	100.000%	140.0 時間
						日	時間	時間	時間	%	時間
						日	時間	時間	時間	%	時間
合計	系統						時間	時間	時間		時間

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入部 分以外に係るもの	補助対象経 費	補助対象経 費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラの うちいずれか 少ないほうの 額)
		ト×ワ以下の 額:カ	チ×ワ以上の 額:ヨ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ラ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
羽越	1	108,998 円	11,896円41銭	97,101 円	49,049 円	49,049 円	49,049 円	49 千円	24 千円		
	2	227,080 円	24,784円20銭	202,295 円	102,186 円	102,186 円	102,186 円	102 千円	51 千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		336,078 円	36,680円61銭	299,396 円	151,235 円	151,235 円	151,235 円	151 千円	75.0 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額	損失額から国庫補助額を控除した額	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な必要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	97,101 円										
	2	202,295 円										
		円										
		円										
合計		299,396 円	224,386 円	円	%	224,386 円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1（附則第12条の適用を受ける事業者にとっては別表2）の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にとっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス（自家用有償運送）事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は（又）に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率（ヲ）」については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 11.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、（ツ）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2-2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)
(平成24年度(H23. 10~H24. 9)分)

事業者名	(株)小国タクシー
------	-----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	371 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	371 千円
	営業費用	3,493 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	3,493 千円
	営業損益	△ 3,122 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 3,122 千円
補助対象期間の 保有車両数 (ハ)	台 5	補助対象期間の 前々年度の サービス提供時間 (ニ)	時間 430		経常収支率	10.6 %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
羽越	1,624円65銭	1,972円58銭	1,624円65銭	172円55銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行日数	1回当たりサービス提供時間	リのうち補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間	リのうち同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間	補助ブロック外乗り入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗り入れ部分以外のサービス提供時間の比率	計画サービス提供時間
			発地	営業区域	着地						
羽越	1	足中線	小国町立病院	別紙のとおり	樽口	51 日	1.4 時間	0 時間	0 時間	100.000%	142.8 時間
	2	白沼線	小国町立病院	別紙のとおり	白子沢	101 日	1.4 時間	0 時間	0 時間	100.000%	282.8 時間
						日	時間	時間	時間	%	時間
						日	時間	時間	時間	%	時間
合計	系統						時間	時間	時間		時間

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額	経常収益の見込額	補助対象経常費用から経常収益を控除した額	補助対象経費の限度額	タ又はレのうちいずれか少ないほうの額	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入部分以外に係るもの	補助対象経費	補助対象経費の1/2	国庫補助上限額	国庫補助金内定申請額(ナ又はラのうちいずれか少ないほうの額)
		ト×ワ以下の額:カ	チ×ワ以上の額:ヨ	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ラ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
羽越	1	232,000 円	24,640円14銭	207,359 円	104,400 円	104,400 円	104,400 円	104 千円	52 千円		
	2	459,451 円	48,797円14銭	410,653 円	206,752 円	206,752 円	206,752 円	206 千円	103 千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		691,451 円	73,437円28銭	618,012 円	311,152 円	311,152 円	311,152 円	310 千円	155.0 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	206,531 円										
	2	411,046 円										
		円										
		円										
合計		617,577 円	462,577 円	円	%	462,577 円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者)にあっては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者については、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(又)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ワ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表2-3 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統(デマンド型運行)用)
(平成25年度(H24. 10~H25. 9)分)

事業者名	(株)小国タクシー
------	-----------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度の 損益状況	乗 合 バ ス 事 業 ・ 自 家 用 有 償 旅 客 運 送					
	営業収益	371 千円	営業外収益	0 千円	経常収益(イ)	371 千円
	営業費用	3,490 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	3,490 千円
	営業損益	△ 3,119 千円	営業外損益	0 千円	経常損益	△ 3,119 千円
補助対象期間の 前々年度の 保有車両数 (ハ)	台 5	補助対象期間の 前々年度の サービス提供時間 (ニ)	時間 430	経常収支率		10.6% %

2. 時間当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の時間当たり経常費用 ロ÷ハ÷ニ=ホ	地域時間当たり 標準経常費用 ヘ	時間当たり経常費用 ホとへのいずれか少ない額 ト	時間当たり経常収益 イ÷ハ÷ニ=チ
羽越	1,623円25銭	1,972円58銭	1,623円25銭	172円55銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック名	申請 番号	運行 系統名	運行系統			計画運行 日数	1回当たりサービス提供 時間	リのうち補助ブロック外 乗入部分に係るサービ ス提供時間	リのうち同一補助ブロック 市区町村外乗入 部分に係るサービス提供 時間	補助ブロック外乗入れ部 分及び同一補助ブロック市 区町村外乗入れ部分以 外のサービス提供時間の 比率	計画サービス提供時 間
			発地	営業 区域	着地						
羽越	1	足中線	小国町 立病院	別紙の とおり	横口	52 日	1.4 時間	0 時間	0 時間	100.000%	145.6 時間
	2	白沼線	小国町 立病院	別紙の とおり	白子沢	100 日	1.4 時間	0 時間	0 時間	100.000%	280.0 時間
						日	時間	時間	時間	%	時間
						日	時間	時間	時間	%	時間
合計	系統						時間	時間	時間		時間

補助ブ ロック名	申請 番号	補助対象 経常費用 の見込額	経常収益の 見込額	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した 額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほ うの額	ソのうち補助ブロッ ク外乗入部分及び 同一補助ブロック 市区町村外乗入部 分以外に係るもの	補助対象経 費	補助対象経 費の1/2	国庫補助 上限額	国庫補助金 内定申請額 (ナ又はラの うちいずれか 少ないほうの 額)
		ト×ワ以下の 額:カ	チ×フ以上の 額:ヨ	カ-ヨ=タ	カ×9/20=レ	ソ	ソ×ヲ=ツ	ネ	ネ×1/2=ナ	ラ	ム
羽越	1	236,345 円	25,123円28銭	211,221 円	106,355 円	106,355 円	106,355 円	106 千円	53 千円		
	2	454,510 円	48,314円00銭	406,196 円	204,529 円	204,529 円	204,529 円	204 千円	102 千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
		円	円 銭	円	円	円	円	千円	千円		
合計		690,855 円	73,437円28銭	617,417 円	310,884 円	310,884 円	310,884 円	310 千円	155.0 千円	千円	千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ホ×ワ-ヨ=ウ	損失額から国庫補助額を控除した額 ウ-ム=ノ	ノの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
羽越	1	211,221 円										
	2	406,196 円										
		円										
		円										
合計		617,417 円	462,417 円	円	%	462,417 円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表1(附則第12条の適用を受ける事業者にとっては別表2)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、サービス提供時間については、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にとっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域時間当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局長が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「1回当たりサービス提供時間」、「補助ブロック外乗入部分に係るサービス提供時間」及び「市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出すること。また、合計の欄については、各申請系統のサービス提供時間の合計を記載すること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分に係るサービス提供時間を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(ヌ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のサービス提供時間の比率(ヲ)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画サービス提供時間」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ツ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

表3 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	小国町
------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	8,863
交通不便地域	8,863

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
8,863	小国町全域	過疎地域自立促進特別措置法

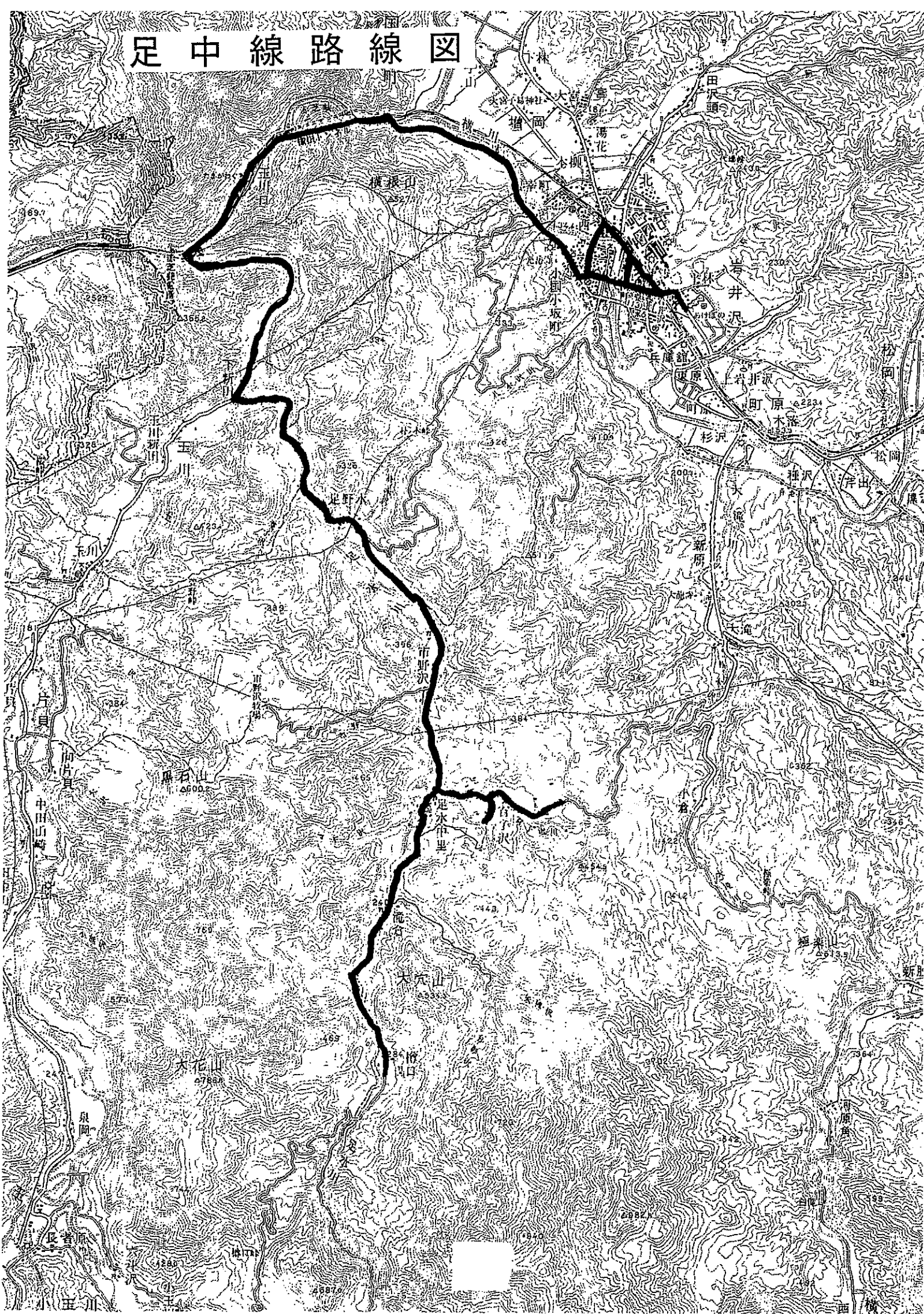
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が(3.)に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。

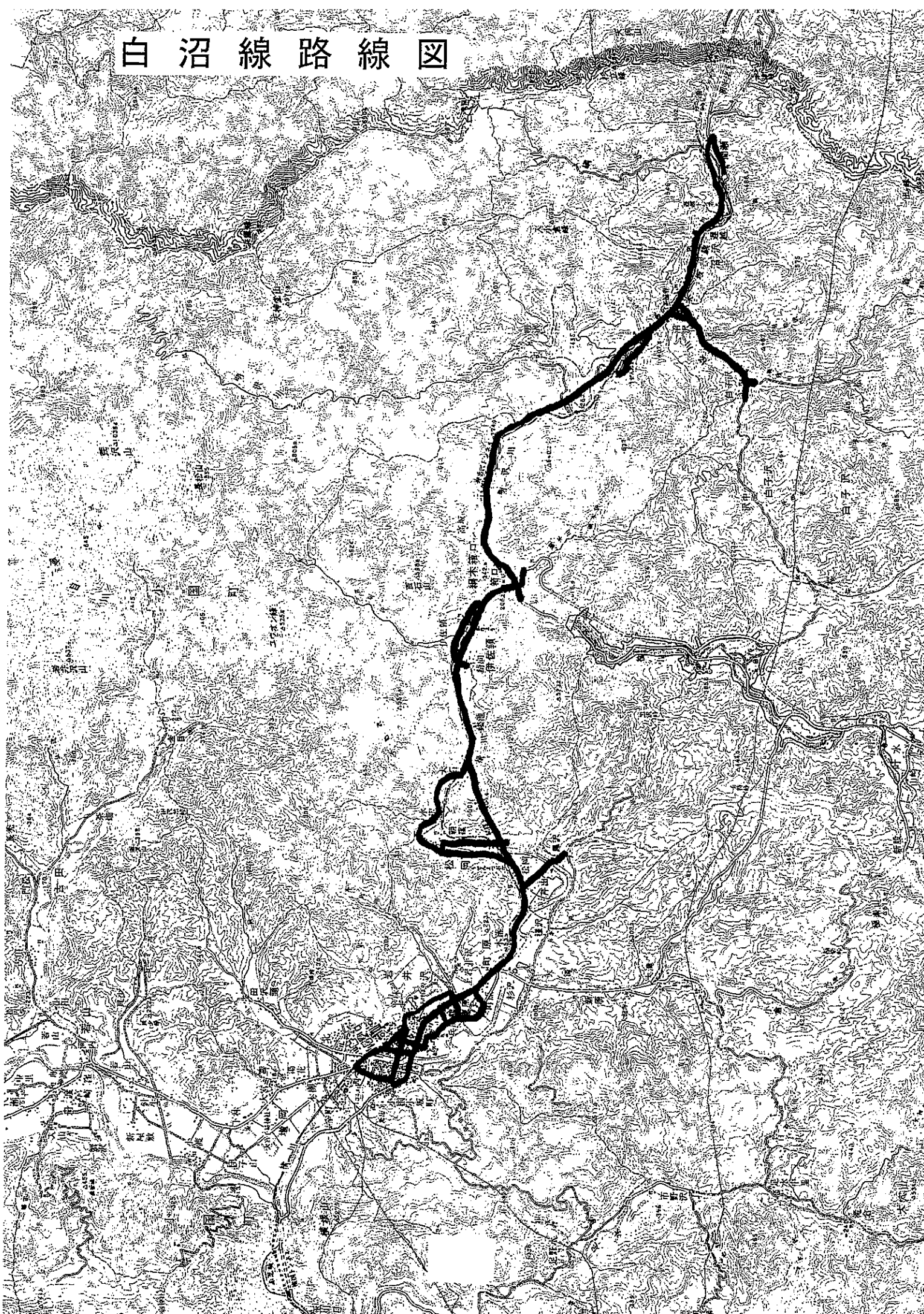
(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図

足 中 線 路 線 図



白沼線路線図



各運行系統の営業区域

1 足中線

山形県西置賜郡小国町大字あけぼの1丁目、3丁目

岩井沢

小国町

栄町

小国小坂町

小国小坂町1丁目、2丁目、3丁目

西

緑町1丁目

玉川

足野水

市野沢

足水中里

百子沢

菅沼

滝倉

樽口

2 白沼線

山形県西置賜郡小国町大字あけぼの1丁目、2丁目、3丁目

岩井沢

小国町

栄町

小国小坂町

小国小坂町1丁目、2丁目、3丁目

西

緑町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目

東原

町原

黒沢

芹出

松岡

朝篠

伊佐領

綱木箱口

沼沢

白子沢

足中線及び白沼線デマンド型乗合タクシー経常費用（委託料）積算資料

・運行単価（平成23年度の単価） 小型 7,400円
大型 10,000円

- ・うち2台運行（大型＋小型） 5便

- ・うち2台運行（大型+小型）30便

16

足中線及び白沼線デマンド型乗合タクシー経常費用（委託料）積算資料

・運行単価（平成23年度の単価） 小型 7,400円
大型 10,000円

・運行便数 102便

- ・うち2台運行（大型+小型）12便

$$\begin{aligned} & \times 7,400\text{円} \times 20\text{便} + 10,000\text{円} \times 70\text{便} + 17,400\text{円} \times 12\text{便} \\ & = 1,056,800\text{円} \end{aligned}$$

・運行単価（平成23年度の単価） 小型 8,000円
大型 10,800円

・箱の口折返し単価（平成23年度の単価）

小型	3,700円
大型	5,000円

・運行便数 202便

- ・うち箱の口折返し（小型） 30便

- ・うち2台運行（大型+小型）62便

$$\begin{aligned} & \times 8,000\text{円} \times 10\text{便} + 10,800\text{円} \times 100\text{便} + 3,700\text{円} \times 30\text{便} + 18, \\ & 800\text{円} \times 62\text{便} \\ & = 2,436,600\text{円} \end{aligned}$$

$$1,056,800\text{円} + 2,436,600\text{円} = 3,493,400\text{円}$$

平成22年10月～平成23年9月

足中線及び白沼線デマンド型乗合タクシー経常費用（委託料）積算資料

1 足中線

- ・運行単価（平成23年度の単価）

小型	7,400円
大型	10,000円

- ・運行可能便数 104便
- ・運行率 100%
- ・運行便数 104便
 - ・うち小型 20便
 - ・うち大型 70便
 - ・うち2台運行（大型+小型）14便

$$\begin{aligned} & \times 7,400\text{円} \times 20\text{便} + 10,000\text{円} \times 70\text{便} + 17,400\text{円} \times 14\text{便} \\ & = 1,091,600\text{円} \end{aligned}$$

2 白沼線

- ・運行単価（平成23年度の単価）

小型	8,000円
大型	10,800円
- ・箱の口折返し単価（平成23年度の単価）

小型	3,700円
大型	5,000円

- ・運行可能便数 200便
- ・運行率 100%
- ・運行便数 200便
 - ・うち小型 10便
 - ・うち大型 100便
 - ・うち箱の口折返し（小型）30便
 - ・うち2台運行（大型+小型）60便

$$\begin{aligned} & \times 8,000\text{円} \times 10\text{便} + 10,800\text{円} \times 100\text{便} + 3,700\text{円} \times 30\text{便} + 18,800\text{円} \times 60\text{便} \\ & = 2,399,000\text{円} \end{aligned}$$

◎足中線+白沼線

$$1,091,600\text{円} + 2,399,000\text{円} = 3,490,600\text{円}$$

足中線及び白沼線デマンドタクシー経常収益(利用料収入)積算資料

平成22年度 足中線・白沼線デマンドタクシー実証運行における利用料収入

利用料収入(円)

	5～6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
足中線通常利用料収入	7,870	10,460	11,920	12,210	10,090	15,060	14,020	10,710	14,770	20,670	127,780
白沼線通常利用料収入	14,310	13,670	13,610	15,580	18,860	16,240	19,460	21,740	22,080	23,540	179,090
回数券収入	2,300										2,300
定期券収入											0
計	24,480	24,130	25,530	27,790	28,950	31,300	33,480	32,450	36,850	44,210	309,170

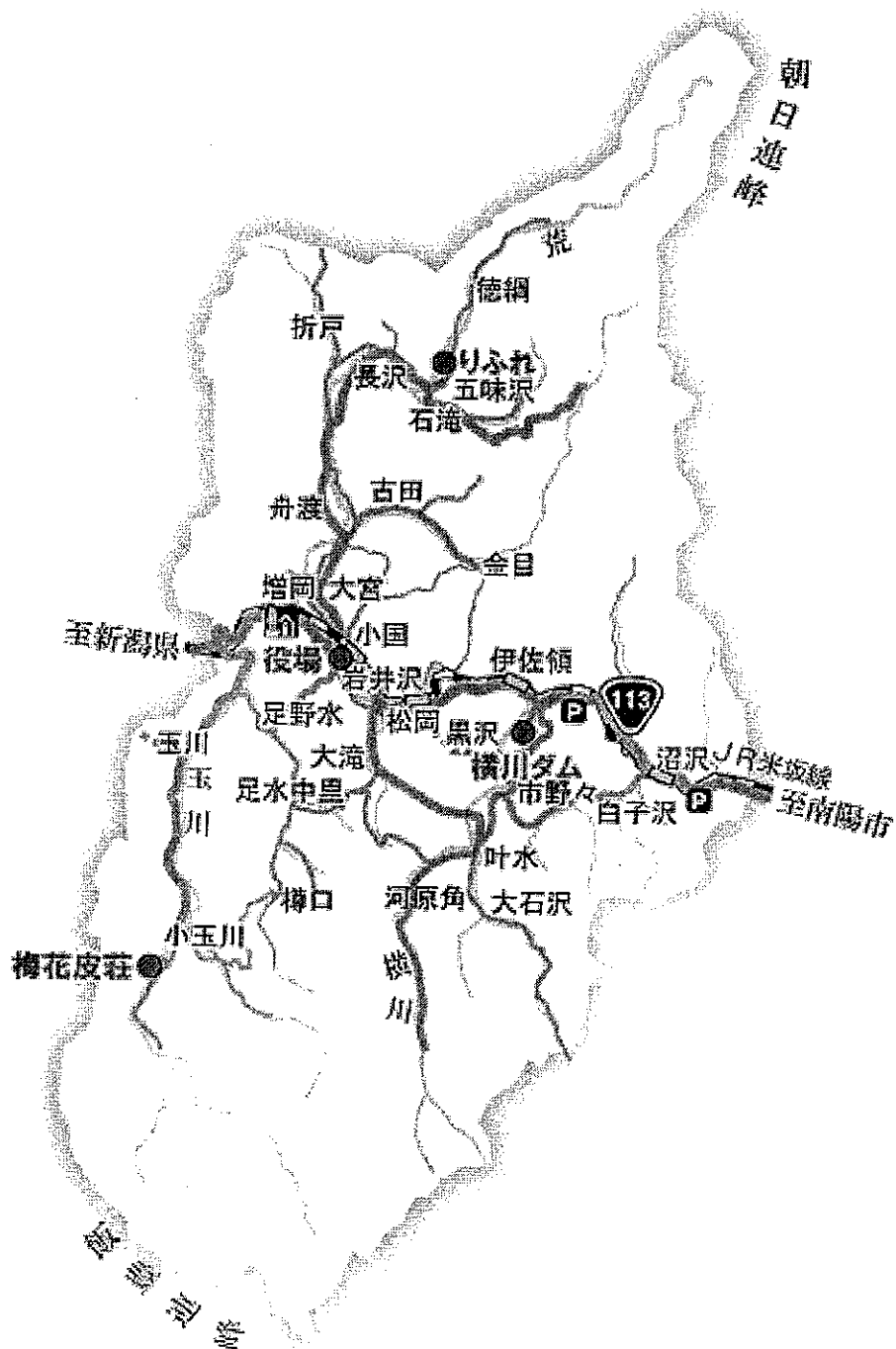
※半年間(6カ月)の足中線及び白沼線利用料収入見込み

足中線	$127,780円 \times 6/10カ月 = 76,668円$
白沼線	$181,390円 \times 6/10カ月 = 108,834円$
計	$76,668円 \times 108,834円 = 185,502円$

※回数券については路線の区別無く使用できるが、利用実績により、5～6月に購入された回数券の利用料収入については、白沼線の利用料収入とした。

小国町管内図

(人口集中地区以外の地区及び交通不便地区については小国町全域)



小国町地域公共交通会議委員名簿

種別	役職	氏名
町(設置者)	小国町副町長	小林 新太郎
事業者	小国タクシー(株)代表取締役	山口 修一
住民等代表	小国町議会総務厚生常任委員長	高野 健人
	小国町老人クラブ連合会会長	本間 芳夫
	叶水地区老人クラブ前会長	伊藤 正夫
	白沼地区老人クラブ会長	加藤 豊一
	北部地区老人クラブ会長	齋藤 利三郎
	小玉川地区老人クラブ会長	横山 隆
	足中地区老人クラブ会長	島貫 久壽
運輸局	山形運輸支局首席運輸企画専門官 (輸送担当)	早川 勤也
	山形運輸支局首席運輸企画専門官 (企画調整担当)	兼平 悟
道路管理者	米沢国道維持出張所長	石井 真吾
	置賜総合支庁 西置賜道路計画課長	海老名 傑
	地域整備課長	齋藤 一
警察	小国警察署地域交通課長	土門 慎太郎
町営バス運転業務 受託事業者	おぐに白い森(株)代表取締役	渡部 敏明
鉄道事業者	東日本旅客鉄道(株) 新潟支社小国駅長	圓山 光昭
商工会	小国町商工会商工振興課長	渡部 好一
教育関係者	教育次長	渡部 三典
事務局	町民税務課長	伊藤 幸治
	町民生活室長	軽部 博明
	町民生活担当主査	金 鋼一
	町民税務課主事	廣瀬 孝徳
オブザーバー	山形県置賜総合支庁総務企画部 地域振興課 地域振興主査	星川 知昭

